



発行 新潟県  
**第 82 号**  
 平成25年10月18日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1199 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 1200 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健課）
- 1201 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の休止届（福祉保健課）
- 1202 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定の効力停止（高齢福祉保健課）
- 1203 介護保険法による介護老人保健施設の許可の効力停止（高齢福祉保健課）
- 1204 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 1205 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止（障害福祉課）
- 1206 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）
- 1207 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 1208 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1209 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1210 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1211 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 1212 公共測量の実施通知（監理課）
- 1213 廃川敷地等の発生（河川管理課）
- 1214 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1215 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 1216 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民生活課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

正 誤

平成25年 4 月16日付け県報第30号告示第572号中（治山課）



◎新潟県告示第1199号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年10月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
長岡市長	長岡市大手通1-4-10	長岡市小国診療所	長岡市小国町檜沢88番地	短期入所療養介護	H25.9.1
株式会社市民調剤薬局	新潟市中央区湖南24番地3	はまなす薬局	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山字聖籠山935-3	居宅療養管理指導	H25.9.5
株式会社市民調剤薬局	新潟市中央区湖南24番地3	はまなす薬局	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山字聖籠山935-3	介護予防居宅療養管理指導	H25.9.5
有限会社ホウライ	上越市国府4-6-17	ヒスイ調剤薬局	糸魚川市東寺町1-4-9	居宅療養管理指導	H25.9.12
有限会社ホウライ	上越市国府4-6-17	ヒスイ調剤薬局	糸魚川市東寺町1-4-9	介護予防居宅療養管理指導	H25.9.12
有限会社ホウライ	上越市国府4-6-17	青海薬局	糸魚川市大字寺地233	居宅療養管理指導	H25.9.12
有限会社ホウライ	上越市国府4-6-17	青海薬局	糸魚川市大字寺地233	介護予防居宅療養管理指導	H25.9.12
株式会社フィクス	南蒲原郡田上町原ヶ崎新田1809	生活サポートセンターけあーず	南蒲原郡田上町大字川船河甲1330番地5	居宅介護支援	H25.7.1
株式会社ショーン	燕市松橋109番地3	小規模多機能ホームほうえんの里	燕市松橋109番地3	小規模多機能型居宅介護	H25.9.1
株式会社ショーン	燕市松橋109番地3	小規模多機能ホームほうえんの里	燕市松橋109番地3	介護予防小規模多機能型居宅介護	H25.9.1
株式会社アビライフ	上越市藤巻4-19	居宅支援どんぐり	柏崎市大字中田1427	居宅介護支援	H25.9.26
株式会社アビライフ	上越市藤巻4-19	居宅支援どんぐり	柏崎市大字中田1427	介護予防支援	H25.9.26
東蒲観光バス株式会社	東蒲原郡阿賀町津川732番地	小規模多機能居宅介護事業所あっとほーむすみれ	東蒲原郡阿賀町津川650番地1	小規模多機能型居宅介護	H25.10.1
社会福祉法人長岡福祉協会	長岡市深沢町字高寺2278番地8	ケアプランセンター大島新町	長岡市大島新町3丁目1-10	居宅介護支援	H25.10.1
社会福祉法人長岡福祉協会	長岡市深沢町字高寺2278番地8	複合型サービス大島	長岡市大島町字谷内1161番地	複合型サービス	H25.10.1

社会福祉法人長岡福祉協会	長岡市深沢町字高寺2278番地8	こぶし訪問看護ステーション大島	長岡市大島町字谷内1161番地	訪問看護	H25. 10. 1
社会福祉法人長岡福祉協会	長岡市深沢町字高寺2278番地8	こぶし訪問看護ステーション大島	長岡市大島町字谷内1161番地	介護予防訪問看護	H25. 10. 1

## ◎新潟県告示第1200号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年10月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
ふるまいプラザ	見附市本所1-25-52	ふるまい本町	ふるまいプラザ	H25. 9. 1
		見附市本町4-3-9	見附市本所1-25-52	

## ◎新潟県告示第1201号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成25年10月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	事業所の所在地	休止したサービスの種類	休止年月日
株式会社生活サポーターふるまい	見附市市野坪町38-5	通所介護	H25. 9. 1
株式会社生活サポーターふるまい	見附市市野坪町38-5	介護予防通所介護	H25. 9. 1

## ◎新潟県告示第1202号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項（又は第115条の9第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）の指定の効力を次のとおり停止する。

平成25年10月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	停止する効力の内容	停止する期間
介護老人保健施設 汐彩の郷	新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜5372番地	社会福祉法人 心友会	指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション	新規利用者へのサービス提供	平成25年10月21日から平成26年2月20日まで

## ◎新潟県告示第1203号

介護保険法（平成9年法律第123号）第104条第1項の規定により、介護老人保健施設の許可の効力を次のとお

り停止する。

平成25年10月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

施設の名称	所在地	開設者	停止する効力の内容	停止する期間
介護老人保健施設 汐彩の郷	新潟県北蒲原郡聖 籠町大字次第浜 5372 番地	社会福祉法人 心友会	新規入所者へのサービ ス提供	平成 25 年 10 月 21 日か ら平成 26 年 2 月 20 日 まで

### ◎新潟県告示第1204号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年10月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

障害福祉 サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定 年月日
居宅介護	軽費老人ホーム（ケア ハウス）ケアハウスわ らび園訪問介護事業所	長岡市浦3060番地	社会福祉法人長岡老人福祉 協会	平成25年 10月1日
重度訪問介護	軽費老人ホーム（ケア ハウス）ケアハウスわ らび園訪問介護事業所	長岡市浦3060番地	社会福祉法人長岡老人福祉 協会	平成25年 10月1日
同行援護	桜花園 指定居宅介護 等事業所	長岡市西津町字原4668 番地	社会福祉法人長岡福祉協会	平成25年 10月1日
同行援護	ニチイケアセンター五 泉	五泉市吉沢1丁目6- 20	株式会社ニチイ学館	平成25年 10月1日
就労移行支援	こばと	長岡市下条町字大石 1786番地3	社会福祉法人大石福祉会	平成25年 10月1日
自立訓練(生活訓 練)	さくら工房	上越市高土町3丁目4 番2号	社会福祉法人さくら園	平成25年 10月1日
就労継続支援B 型	さくら工房	上越市高土町3丁目4 番2号	社会福祉法人さくら園	平成25年 10月1日
自立訓練(生活訓 練)	つばき工房	上越市高土町3丁目4 番12号	社会福祉法人さくら園	平成25年 10月1日
就労継続支援B 型	つばき工房	上越市高土町3丁目4 番12号	社会福祉法人さくら園	平成25年 10月1日
就労移行支援	夢工房しば草	新発田市大手町1丁目 13番2号	社会福祉法人のぞみの家福 祉会	平成25年 10月1日
就労継続支援B 型	すきっぷ	燕市吉田法花堂1489番 地1	特定非営利活動法人らいふ すてーじ	平成25年 10月1日
就労移行支援	ほっと妙高ワークセン ター	妙高市上町9番1号	社会福祉法人ほっと妙高	平成25年 10月1日
就労継続支援B 型	ほっと妙高ワークセン ター	妙高市上町9番1号	社会福祉法人ほっと妙高	平成25年 10月1日
就労継続支援B 型	夢工房	刈羽郡刈羽村大字刈羽 3584番地1	特定非営利活動法人ゆめ福 祉会	平成25年 10月1日
短期入所	安塚やすらぎ荘ショー トステイ	上越市安塚区安塚2549 -5	社会福祉法人上越市社会福 祉協議会	平成25年 10月1日

短期入所	くびきの里ショートステイ	上越市頸城区上吉194-1	社会福祉法人上越市社会福祉協議会	平成25年10月1日
短期入所	コミュニティナイトホームみやじまの里	上越市板倉区宮島131番地1	社会福祉法人上越市社会福祉協議会	平成25年10月1日

## ◎新潟県告示第1205号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成25年10月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
居宅介護	障害者支援施設 桐樹園	長岡市西津町字原4668番地	社会福祉法人長岡福祉協会	平成25年9月30日
重度訪問介護	障害者支援施設 桐樹園	長岡市西津町字原4668番地	社会福祉法人長岡福祉協会	平成25年9月30日
同行援護	障害者支援施設 桐樹園	長岡市西津町字原4668番地	社会福祉法人長岡福祉協会	平成25年9月30日
同行援護	ニチイケアセンター五泉	五泉市吉沢1丁目6-20	株式会社ニチイ学館	平成25年9月30日
就労移行支援	こぼと	長岡市下条町字大石1786番地3	社会福祉法人大石福祉会	平成25年9月30日
自立訓練（生活訓練）	さくら工房	上越市高土町3丁目4番2号	社会福祉法人さくら園	平成25年9月30日
就労継続支援B型	さくら工房	上越市高土町3丁目4番2号	社会福祉法人さくら園	平成25年9月30日
自立訓練（生活訓練）	つばき工房	上越市高土町3丁目4番12号	社会福祉法人さくら園	平成25年9月30日
就労継続支援B型	つばき工房	上越市高土町3丁目4番12号	社会福祉法人さくら園	平成25年9月30日
就労移行支援	夢工房しば草	新発田市大手町1丁目13番2号	社会福祉法人のぞみの家福祉会	平成25年9月30日
就労移行支援	ほっと妙高ワークセンター	妙高市上町9番1号	特定非営利活動法人ほっと妙高	平成25年9月30日
就労継続支援B型	ほっと妙高ワークセンター	妙高市上町9番1号	特定非営利活動法人ほっと妙高	平成25年9月30日

## ◎新潟県告示第1206号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年10月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
放課後等デイサービス	なごみの家	十日町市高山1360-2	社会福祉法人十日町福祉会	平成25年10月1日
放課後等デイサービス	にしき園	妙高市錦町2丁目8番1号	社会福祉法人上越福祉会	平成25年10月1日

◎新潟県告示第1207号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、加茂市の加茂郷土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成25年10月18日

新潟県三条地域振興局長

1 就任

監事	加茂市大字下条丙 121 番地	番場 勇
〃	〃 大字加茂新田 3339 番地	笹川 信光
〃	〃 石川 1 丁目 4 番 13 号	佐野 和夫

就任年月日 平成25年10月 2 日

2 退任

監事	加茂市大字下条丙 121 番地	番場 勇
〃	〃 大字加茂新田 8266 番地	田澤 稔
〃	〃 石川 1 丁目 3 番 11 号	小池 登

退任年月日 平成25年10月 1 日

◎新潟県告示第1208号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南魚沼郡湯沢町の湯沢町土地改良区の定款の変更を平成25年10月7日認可した。

平成25年10月18日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第1209号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の吉井土地改良区の定款の変更を平成25年10月8日認可した。

平成25年10月18日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第1210号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の国府川左岸土地改良区の定款の変更を平成25年10月7日認可した。

平成25年10月18日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第1211号

土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、平成25年10月21日から平成25年11月18日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年10月18日

新潟県上越地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
上越市 頸城土地改良区	頸城	維持管理 事業	変更	土地改良事業変更計画書の写し	上越市役所、上越市頸城区総合事務所及び上越市浦川原区総合事務所	第48条

- この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となる。)として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

## ◎新潟県告示第1212号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、津南町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年10月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（農業基盤整備促進事業津南第2（鹿渡地区）確定測量）
- 2 作業期間 平成25年10月8日から平成26年1月31日まで
- 3 作業地域 中魚沼郡津南町大字三箇 地内

## ◎新潟県告示第1213号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成25年10月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 河川の名称  
一級河川関川水系田麦川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成25年10月18日
- 3 廃川敷地等の位置  
上越市大島区大平字細越7650番（田麦川左岸）
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地9.82平方メートル

## ◎新潟県告示第1214号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年10月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
塩野渕(1)地区	三条市塩野渕	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩野渕(2)地区	三条市塩野渕	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩野渕(1)地区	三条市塩野渕	次の図のとおり	土石流
塩野渕(2)地区	三条市塩野渕	次の図のとおり	土石流
塩野渕(3)地区	三条市塩野渕	次の図のとおり	土石流
清田地区	三条市葎谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葎谷(2)地区	三条市葎谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葎谷(1)地区	三条市葎谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

浦ノ山沢地区	三条市葎谷	次の図のとおり	土石流
葎谷(1)地区	三条市葎谷	次の図のとおり	土石流
葎谷(2)地区	三条市葎谷	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1215号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年10月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
塩野淵(2)地区	三条市塩野淵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩野淵(2)地区	三条市塩野淵	次の図のとおり	土石流
塩野淵(3)地区	三条市塩野淵	次の図のとおり	土石流
清田地区	三条市葎谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1216号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年10月18日

新潟県上越地域振興局長

1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

平成25年10月3日

3 指定道路の位置等

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)
糸魚川市東寺町三丁目859番2、860番2、860番3の内	6.00	26.68

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について(公告)

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県民生活・環境部県民生活課及び魚沼地域振興局において縦覧に供する。

平成25年10月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日  
平成25年10月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人野外教育学修センター「魚沼伝習館」
- 3 代表者の氏名  
坂本 恭一
- 4 主たる事務所の所在地  
魚沼市吉田138番地3
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、野外教育の理念に基づき、子ども達の健全育成に関する事業を推進、支援すると共に地域の教育力の向上、地域の活性化に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
  - (1) 社会教育の推進を図る活動
  - (2) 町づくりの推進を図る活動
  - (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - (4) 環境の保全を図る活動
  - (5) 国際交流の活動
  - (6) 子どもの健全育成を図る活動
  - (7) 経済活動の活性化を図る活動
  - (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
  - (9) 前各号に掲げる活動を行うと共に、団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(事業) 第5条 (略) (1) (略) ①～⑧ (略) ⑨ <u>環境保全型農林業の実践およびその普及啓発に関する事業</u> ⑩ <u>農林業従事者と都市居住者との交流に関する事業</u> ⑪ <u>農林業生産者の生活の安定を図るための流通・販売の促進に関する事業</u> ⑫ (略)	(事業) 第5条 (略) (1) (略) ①～⑧ (略) ⑨ (略)

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年10月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
 名 称 長岡駅前城内ビル  
 所在地 長岡市城内町二丁目3番地1外  
 設置者 城内ビル株式会社ほか2者
- 2 届出の概要及び公告日  
 概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（駐車場の位置及び駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更）に関する届出

公告日 平成25年6月7日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成25年10月18日から平成25年11月18日まで

---

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年10月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 イオンモール新発田

所在地 新発田市住吉町5丁目11番5号

設置者 イオンリテール株式会社

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者及びその他の変更）に関する届出

公告日 平成25年6月7日

3 意見の概要

(1) 新発田市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成25年10月18日から平成25年11月18日まで

---

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年10月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 アークガレリア長岡

所在地 長岡市喜多町字鑑潟754番地外

設置者 アークランドサカモト株式会社ほか3者

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更）に関する届出

公告日 平成25年6月7日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間  
平成25年10月18日から平成25年11月18日まで

#### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年10月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量  
密閉式暖房器具 296台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県出納局会計検査課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法  
購入等
- 4 契約方式  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
平成25年9月18日
- 6 落札者の氏名及び住所  
新潟サンリン株式会社  
新潟県新潟市中央区東出来島11番18号
- 7 落札価格  
17,701,320円
- 8 入札公告日  
平成25年8月6日
- 9 落札方式  
最低価格

正 誤

平成25年4月16日付け新潟県告示第572号（保安林の指定予定）中

ページ	行	誤	正
6	33～34	181の2	丙181の2